

令和4年11月4日

しんえい西自治会
会 員 各 位

しんえい西自治会
会 長 花 松 繁
総務部長 東 厚 志
環境衛生部長 川 口 清 人

歩道の縁石修理の申請方法について

日頃から皆様におかれましては、自治会の活動に、ご協力を頂き誠に有難うございます。

本年度議案書に標記の件につきましてご意見がありました。「縁石の修理について各戸で通知は何故か。修理要望を町内会でとりまとめる等のことは、年次計画で実施が可能ではないか。」というものでした。

この意見に対し、「町内会一括とりまとめの申請は可能であるが100%実施できるか確約できないとの土木センターの意向を踏まえ、役員会で協議して対処します。」と、回答しました。そこで去る9月17日(土)に、関係する役員・4役で集まり対応を協議した結果、この事に関しては、以下のような方針で臨むべきではないかという考えに至りました。その後、役員会を開いて書面表決を行った結果、承認されましたので皆様にお知らせいたします。

1. 結論 「歩道の縁石修理は、今までどおり各戸が、清田土木センターの方に依頼する」
2. 理由 ① 本来、歩道の点検・修理は、住民の苦情・要望にしたがって市の方で責任を持って行う事柄である。
② 縁石の交換が必要かどうかの判断基準は、人により変わってくる。役員が「交換必要なし」と、思ってもそこで暮らす人がそう思うかどうかは定かではない。
③ 毎年の除雪や、車の出入り等で、頻繁にどこかの縁石が痛んでいる現状では、役員による常時の見回りが必要になる。これは現実的ではない。
④ そこに住む人が、すぐに修理して欲しいと思っても、一斉調査・一斉申請の時期まで待たねばならないという事態がおこるのではないか。個人申請・一斉申請両方を認めるとすると、一斉申請の意味がなくなる。

◎ 以上のことから、皆様におかれましては、この事に関しまして理解して頂きますようお願い申し上げます。